令和７年度　第１回あま市子ども・子育て会議　会議録

開　催　日　時	令和８年２月１２日（木）
開　催　場　所	あま市役所　２階　Ｂ会議室
議　　題	（１）会長及び副会長の選任について （２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者の認可について （３）第３期あま市子ども・子育て支援事業計画の一部変更について
公開・非公開の別	公開
傍　聴　人　の　数	０人
出　席　委　員	滝本十代子、野田純子、後藤政俊、浅野千里、吉田龍宏、齋藤由紀代、土屋匡、三浦明里、乙部祐樹、林典子、岩間友香理、吉川史高、山本正子
欠　席　委　員	服部章平、川口太司、船越夏樹
事　務　局	子ども福祉課　水野課長、高木主幹、中村補佐、水谷係長 保育課　宮地課長、伊藤主幹、近藤補佐、高木係長

事務局	本日は、お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、令和７年度第１回あま市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。 私は、本日の進行を務めさせていただきます、子ども福祉課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。 本日は、机上にマイクを設置してあります。発言される際は、シルバーのボタンを押していただき、マイクの部分が赤色に点灯してから発言をお願いいたします。また、発言が終わりましたら、再度シルバーのボタンを押してマイクの電源をお切りください。 なお、本日の会議は、１時間程度を予定しており、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者の認可について」と「第３期あま市子ども・子育て支援事業計画の一部変更について」について、ご説明させていただきます。 委員の皆様のご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 また、本日は、服部委員、川口委員、船越委員、から事前に欠席の連絡をいただいておりますが、過半数以上の出席がございますので、「あま市子ども・子育て会議条例」第６条第２項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。 なお、本会議は「あま市審議会等の会議の公開に関する要綱」第３条に基づき、公開で開催いたします。また、同要綱第７条に基づき、市公式ウェブサイトに会議録を掲載することとなっておりますので、会議録作成にあたり録音させていただくことをご了承願います。 会議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきますので、事前にお配りした資料をお手元に御用意いただくようお願いします。 まず、「令和７年度第１回あま市子ども・子育て会議次第」、次に「あま市子ども・子育て会議委員名簿」、次に「資料１　乳児等通園支援事業（こども誰でも通

	園制度）の概要」、次に「資料２　第３期あま市子ども・子育て支援事業計画　新旧対照表」でございます。 　資料の漏れ等はございませんでしょうか。 　よろしいですか。 　議題に入らせていただく前に、委員の任期についてご説明させていただきます。 　「あま市子ども・子育て会議条例」第４条第１項の規定により、任期は２年と定められており、前期は令和７年３月３１日で任期満了となっておりますので、令和７年度からは、皆様をあま市子ども・子育て会議の委員に委嘱させていただきました。 　本日ご出席の委員の皆様の紹介につきましては、お手元の資料の「あま市子ども・子育て会議委員名簿」をもって、委員の紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いします。 　それでは議題に移らさせていただきます。 　現在会長が不在となっておりますので、事務局において議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 　これより着座にて失礼いたします。 　議題１「会長及び副会長の選任について」になります。選任につきましては、「あま市子ども・子育て会議条例」第５条第１項の規定に基づき、委員の互選により選任することとなっております。 　委員の皆様で、何かご意見はございませんか。
後藤委員	会長を吉田委員に、副会長を滝本委員にお願いしてはいかがでしょうか。
事務局	今、後藤委員の方から会長を吉田委員に、また副会長を滝本委員に、との声が上がりました。他に意見がないようでしたら、会長を吉田委員に、副会長を滝本委員にお願いすることにご異議等はございませんか。
委員	（異議なしの声あり）
事務局	はい。ありがとうございました。 　それでは異議なしと認め、会長には吉田委員に、副会長には滝本委員にお願いすることといたします。 　吉田委員には会長席へのご移動をお願いいたします。 　それでは、吉田委員から会長就任のご挨拶の方をお願いしたいと思います。
会　長	改めまして皆さんこんにちは。 　美和こども園の吉田と申します。 　先ほど事務局の方からもお話ありましたように、乳児等通園支援事業いわゆるこども誰でも通園支援事業と、今、本当に子どもを取り巻く状況の変化を毎年していきまして、そして、子どもでありますとか、そして保護者の方々に、どのように支え、そして、よりよい子どもの育ちや子育て環境を用意していくのかということが、各自治体で問われている時代なんだというふうに思います。 　甚だ、私は力不足ではございますが、皆様のお力をお借りいたしまして、円滑にかつ充実した審議ができますように努めて参りますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

事務局	ありがとうございました。 それでは、「あま市子ども・子育て会議条例」第６条第１項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、ここからの議事進行は吉田会長にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。
会　長	はい。それではここから座って進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 議題２「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者の認可について」事務局から説明をお願いします。
事務局	（担当者より資料の説明）
会　長	ただいま事務局から説明のありました、乳児等通園支援事業の認可についてですが、概要と、それから、規則のところで何かご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いします。
委　員	（意見なしの声あり）
会　長	よろしいでしょうか。 では、続いて資料「令和８年度　乳児等通園支援事業認可予定施設の概要」について事務局から説明をお願いします。
事務局	（担当者より資料の説明）
会　長	それではただいまご説明がありました認可予定施設の概要につきまして、ご意見ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。
三浦委員	質問なんですが、月一定時間までの利用可能というのは、何時間とかいう決まりはあるのでしょうか。
事務局	はい。月一定時間でございますけれども、令和 8 年度につきましては月 10 時間というふうに国の方からは示されてございます。
会長	ありがとうございました。その他いかがでしょうか。
林委員	1 時間当たりの利用定員となっているんですが。1 時間、枠があるじゃないですか。その中で1時間、じゃあその子が2時間使って帰りました、また枠があって、その位あるじゃないですか。3 時から昼からとかってあったら、またその分の人数が入れるってことですか。
事務局	そうですね、利用定員につきましては、あくまで 1 時間あたりで、施設様の方で受け入れ方の工夫というのが必要になろうかとは思うんですけれども。あるお子様については、例えば 9 時から、あるお子様については 10 時からといったような、利用というのは可能となっておりますので、1 時間当たりの利用定員にといった形になっております。
会　長	はい。ありがとうございます。 その他、いかがでしょうか。
三浦委員	ちょっと名前が思い出せられないんですが、今保育園で月に 3 回リフレッシュ、なんていうか月に 3 回だけ預けるというか、何かすでに制度があるじゃないですか。ちょっとごめんなさい、名前が出てこないんですが、それとは別でまた

	新しく作るということですよね。
事務局	はい、おっしゃる通りでございまして、すでに一時保育事業であったりとか、一時預かり事業といった形で、保育園の入園枠とは別で、一時的に保育をといった形で利用していただく事業というのはございます。 こちらの誰でも通園制度というのは、それとはまた別でですね、子どもさんの成長とか、皆さんで支えるとか、親御さんの相談とかですね、育児環境の向上に寄与するといった形で、新たに整備される制度となっております。
会　長	その他よろしいでしょうか。 はい。一時預かりと今回の乳児等通園支援事業の違いは、一時預かりは今までの、いわゆる地域保育事業の一環として、地域子ども子育て支援事業の一環として行われているもので、保護者は利用料金を払い、事業者は補助金をその利用実績に基づいて交付されるというものに対して、今回の乳児等通園支援事業は、保護者に対して、逆に言うと、その時間、認定を行って、その利用料金について、給付として支給するということです。 お金が実際保護者に払うわけじゃなくて、施設、保育所とか認定子ども園と同じように、各施設に代理受領で支払われると。保護者が本来払う分を、施設に支払うというような形の制度です。同じような制度ではあるとは思うんですが、利用者からすると同じようなニーズだとは思いますが、一方それぞれ違う制度、法令のもとに実施される事業ということになろうかなというふうに思います。その理解で事務局よかったですかね。
事務局	はい。ありがとうございます。
三浦委員	はい。何度もすいません。相互利用は可能ということなんですよね。
事務局	はい、誰でも通園制度とですね、一時預かり制度の双方の利用は可能となります。
会　長	はい、ありがとうございます。よろしかったでしょうか。 その他、ご意見ございますか。ご質問よろしいでしょうか。 それでは、ただいま議題に上がっております、乳児等通園支援事業の概要と、それから、実施事業者の認可につきましては、事務局提案の通りご承認いただくということで、ご異議ございませんでしょうか。
委　員	（異議なしの声あり）
会　長	それではご異議なしということで、議題については承認されました。 それでは、次に移らせていただきます。 議題の 3、第３期あま市子ども子育て支援事業計画の一部変更につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	（担当者より資料の説明）

会　長	はい。ただいま事務局からご説明のありました、第３期あま市子ども子育て支援事業計画の一部変更につきまして、ご質問またはご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。 いかがでしょうかね。 概要としては、幼稚園、保育園、認定子ども園の定員変更に伴う確保人数の変更、それから、小規模保育事業が 3 歳未満だったのが、3 歳以上まで広げられる。法制度の変更で広げることになったことにより、あま市ではとりあえず需要はまだないということで、0 という表記に変わりますよというご説明。 後は、先ほどご審議いただきました、乳児等通園支援事業に関わる計画を、新たに設けたということの 3 点だと思いますが、よろしいですかね。 些末なことでありますが、内容が増えて、本体にもし印刷すればページ数が 1 ページ増えることになったということですよね。このページ数の表記が違うのは。
事務局	はい、さようでございます。
会　長	はい。ではよろしいでしょうか。 それでは議題 3 につきましては、ご承認することとしてご異議ございませんでしょうか。
委　員	（異議なしの声あり）
会　長	はい、異議なしと認めます。よって、議題 3 は承認されました。議題は以上となっております。その他事務局から何かあればお願いいたします。
事務局	特にございません。
会　長	はい。特にないようでございますので、本日、事務局より提案された議題はすべて終了いたしました。本日の会議については以上となります。 委員の皆様には大変活発なご発言また、円滑な議事進行にご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。ここで進行を事務局の方にお返しいたします。
事務局	本日はご審議いただき誠にありがとうございました。 今年度の子ども子育て会議につきましては、本日をもちまして終了とさせていただきます。 また来年度の会議につきましても今年度と同様に 2 月ごろの開催を予定しておりますので引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。 本日はご多用の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。 あと、すいません最後にですが、この後開催させていただく児童館運営委員会に引き続きご出席いただく委員の皆様におかれましては、午後 3 時 30 分から、この会場で行いますので、引き続きご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。 以上でございます。 ありがとうございました。